

教育反動とのたたかい

樋口 浩

日教組副委員長

はじめに

子どもと教育の危機が叫ばれている。

いじめ・不登校・高校中退が減らないこと、「学びからの逃走」「学級崩壊」、学卒就職難とフリーター志向、「学力低下」論などに加えて、これまでとは質の異なる少年犯罪が相次いだことが引き金になっている。

しかし教育改革国民会議が「危機に瀕する日本の教育」「社会が立ちゆかなくなる危機」「子どもはひ弱で欲望を抑えられず」「(教育)関係者間のもたれ合いと責任逃れの体質」というのは、そっくり自民党政権と大人社会に返さなければならない。

「子ども・青年の問題」として現れているのは、大人社会の反映である。

子どもと教育を考えるとき私たちは、子どものおかれられた状態を子どもの目線で共感的にとらえ、学習の主体である子どもたちの意欲と誇りを尊重するところから出発しなければならない。

一方、教育反動は子どもや家庭、教育関係者を冷たく突き放し、権力者の高みから「改革」を論じている。ここでは、代表的な二つの改革論に対するたたかいを提起したい。

教育基本法「改正」論について

「一旦緩急あれば義勇公に報じる」(教育勅語)人材を求めるのか

教育改革国民会議の「教育を変える17の提案」には、「教育休暇」制の導入や「教育振興基本計画」など見るべきものもあるが、その基調は新保守主義にあるといえる。

つまり「奉仕活動」の18歳義務づけ検討と小・中・高校への導入、「問題を起こす子ども」の排除など、権力による「排除・強制」をこととする国家主義と、大学飛び入学やコミュニティ・スクール等の市場原理主義に彩られている。その象徴が「教育基本法の改正」論である。

小渕首相から代わった森首相は、露骨なまでに介入し、12月最終報告では「新しい時代にふさわしい教育基本法」とされるに至った。

「滅私奉公」を座右の銘とする森首相は「日本は天皇を中心とした神の国であることを国民に承知していただく」との信念にこだわり、「教育勅語には良いところもある」として教育基本法の「改正」を政権浮揚策の中心に据えてきた。

教育勅語の「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ、朋友相信ジ…國法ニ遵イ」までは、冒頭の3文字を除けば森首相の言うように道徳規準としておおすじ結構ではある。しかし、「朕思うに」「爾臣民」と強制された上で、「一旦緩急アレバ義勇公ニ報ジ

天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」という道徳律を「良い」と言えるのは、支配者側のみである。つまり彼らは「個と公」の理想形として、一般庶民は天皇（神・国家・支配者など）に文字通り「滅私奉公」すべきことを押し付けたいのである。

教育基本法改悪の次のねらいは憲法改悪であり、教育基本法は国会の多数によって改定できるところから、これを憲法改悪の突破口にしようというものである。中曾根元首相らが再三表明している総保守（反動）の掘り起こしと、自民再興戦略は、森政権の延命と参議院選挙対策にほかならないが、しかしこれは単に一政権の命運を越えて、日本の将来を左右する問題であり、危険な火遊びというほかはない。

ところで「教育国会」だと言われた151国会は「KSD国会」になっているが、教育6法案（いずれも一部「改正」案）のうち予算関連の下記①②は既提出、③～⑥は順次提出される予定とされている。

①義務標準定数法など（公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律など）

→小中高校の教職員定数の改善

②国立オリンピック記念青少年総合センター法→夢基金づくり

③国立学校設置法→徳島大医療技術短大などの廃止

④地方教育行政の組織及び運営に関する法律→教育委員会の公開、指導不適切教員の排除、公立高校の通学区域に関する規定の廃止など。

⑤学校教育法→社会奉仕活動を奨励、出席停止の要件明確化、大学17歳飛び入学、寄宿舎「寮母」の職名変更

⑥社会教育法→家庭教育、奉仕体験活動を規定
このうち、①②③のように国民会議とは直接関係なかったり、それ以前からの経過のあるものもある。

しかし、何の法的根拠も持たない首相の私的諮詢機関の報告を、直ちに法案化するという今回の事態は前例のない愚挙であり、文部省の自殺行為である。また中央教育審議会などの法定機関の軽視・無視も甚だしく、実態把握とその適切な評価がなされないままの法案化は、文教行政の安定確保という意

味からも許すことのできないものである。

支持率が10%を切った首相が、もはや不可能な政権浮揚のために教育改革を法案化するようなことが続ければ、子どもと教育は破壊されてしまうおそれがある。その点についての明確な歯止めが、国会での6法案審議の中心になるべきであろう。

教科書問題をめぐる教育反動――

「新しい歴史教科書をつくる会」の中學歴史教科書が検定を合格するか否かをめぐる話題が、中国・韓国などの抗議や要請という外交問題をも引き起こしつつ連日報道されている。教科書に関わるこの種攻撃は戦後何度も繰り返されているが、まず教科書制度の変遷をざっと振り返っておきたい。

<侵略記述が教科書に登場するまで>

教科書は、1872（明治5）年、学制当時の自由発行・自由採択から、検定制度（1886=明19）の時代を経て、国定教科書（1903=明36）となり、教育勅語とあわせて差別と侵略、「教え子を戦場に送る」有力な道具とされた。

戦後は国定制を廃止し、民主化のための検定を行うとともに、学校採択の制度として再出発した。

しかし、1955年、当時の民主党による「うれうべき教科書」問題以降、逆コースの検定強化がはかられ、1963年、「教科書無償」法によって学校採択から「市もしくは郡単位」の広域採択に変えられた。

1963年、高校「新日本史」（家永三郎著）が検定不合格（発行不能）とされたことに抗議し、検定の違憲性を糾弾する「家永教科書訴訟」が30年以上続くこととなる。とりわけ憲法21条（表現の自由、検閲禁止）と教育基本法10条（不当な支配の禁止）違反を問うものであった。

その間、1982年には検定によって「侵略事実」の削除と「進出」などへの書き換えが強制されたことに

中国・韓国などが猛反発し、外交問題となったことから、宮沢官房長官が「政府の責任では正する」ことで決着をはかり、文部省は検定基準に「近隣諸国条項」を追加した。それは「近隣のアジア諸国との間の近現代史の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の立場から必要な配慮がされていること」というもので、今日も生きている。こうした流れの中で「侵略」「南京大虐殺」「従軍慰安婦」などの記述がはじめて日本の教科書に登場したのである。

<学校採択をめざす流れ>

一方、行政改革と地方分権の流れによって、採択制度にも大きな変化が起ころうとしていた。すなわち、行政改革委員会の下記の「規制緩和の推進に関する意見」(第二次1996.12.16)である。

「(私立の小中学校と同様)公立学校においても学校単位で自らの教育課程に合わせて教科書を採択する意義をより重視すべきであり、将来的には学校単位の採択の実現に向けて検討していく必要がある。」

この観点に立って当面、現在の共同採択制度においても、教科書の採択の調査研究にあたる教員の数が増えるのは望ましく、各地域の実情に応じつつ、現在3郡市程度が平均となっている(全国で478の)採択地区の小規模化や採択方法の工夫改善を図るべきである。」

これにもとづく閣議決定(1997.3.28)並びに文部省通知(1997.9.11)によって、教科書採択も改善の方向に向かったのである。

<「つくる会」教科書に抗するとりくみ>

こうした内容および採択ルールの一定の民主化への反動として生まれたのが、「自由主義史觀研究会」(藤岡信勝代表)であり、「新しい歴史教科書をつくる会」(西尾幹二代表)である。彼らはこの数年、豊富な資金力や政治力にものを言わせて、きわめて活発に活動してきた。

「つくる会」教科書は、同会の機関誌『史』(1998.1)によれば、執筆=つくる会、編集・発売=

扶桑社、発行=産経新聞社、販売=三者協力、という合意覚え書きにもとづいて、2000年4月、扶桑社から検定申請されてきた。

この三者は産経新聞や雑誌『正論』、パイロット版と称する単行本『国民の歴史』(西尾幹二著、新しい歴史教科書をつくる会編、産経新聞ニュースサービス発行、扶桑社発売)等において、現行7社教科書をなべて「自虐史觀」と断じる宣伝を大々的に展開した。

また三者は「新しい歴史と公民の教科書を子どもに手渡すため」として、一方で①教科書採択から現場教員の意見をしめだす意見書を全国の自治体議会に提出し、②他方では採択権者である教育委員などに著書など(前記『国民の歴史』や『国民の油断』、検定前の白表紙本など)の物品提供を行った。

①の決議は20余県議会を含む全自治体議会まで広がったが、これへの対抗として公平公正な教科書採択を求める意見書を決議する議会も増えつつある。また②については、他社本への誹謗・中傷や教科書選定関係者への物品提供が私的独占禁止法、公正取引委員会告示に違反することから、上杉聰(関西大学講師)・高島伸欣(琉球大学教授)両氏が、公正取引委員会に対して三次にわたる告発(申告)を行ったところである。(2001.1.22、2.19及び3.9)

この数年、思いのままにやってきたこの「つくる会」だが、その政治的な後ろ盾であった二人の前参議院議員、小山孝雄・村上正邦らの転落と符帳を合わせるかのように各方面からの反撃にさらされている。学問や教育、あるいは日本の進路を考えるといった各分野から批判が浴びせられ、また、韓国・中国などからも「侵略の美化」「歴史の改ざん」は許さないとの声があがっている。

*「史実をゆがめる『教科書』に歴史教育をゆだねることはできない」(12月5日、網野善彦・君島和彦・吉見義明氏ら歴史学者889名)

*「日本の在り方を誤る歴史教科書に反対する声明」(2月27日、荒井信一・三木睦子・和田春樹

氏ら16名)

*「新しい歴史教科書をつくる会の『教科書』を憂慮する教育関係者の声明」(3月1日堀尾輝久・山住正己氏ら18名)

*「『教育基本法』『教科書』そして『戦後民主教育』が危ない」(3月5日、黒沢惟昭・暉峻淑子・永井憲一・日高六郎・嶺井正也氏ら22名)

こうした動きはさらに大きく強くなるものと思われるが、これらが共通に指摘しているのは、「つくる会教科書」が、「植民地支配と侵略、太平洋戦争を賛美していること」であり、「韓国併合」「満州侵略」「日中戦争の侵略性」「大東亜戦争」の評価などである。「つくる会」は137カ所の修正意見を「丸呑み」したと言われるが、それによって、こうした批判をかわせるかどうかは疑問である。また神話と史実との意図的な混同も「教科書」とは言えないほどに多いという批判に耐えられるかどうか。

とりわけ「日本の在り方」を懸念する荒井氏らの声明では、白表紙本が「近隣諸国条項」に完全に反しているにもかかわらず、「検定制度のもとで、このような作品を教科書として、合格させるならば、それは日本政府がこの立場を基本的には承認し、肯定することになる」ことを懸念している。また1995年8月15日に閣議決定にもとづく村山首相談話が「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えたこと、またそのことに対して「痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明」すると述べていることを指摘した上で、「韓国とは近年国民的な友好が進み、来年のワールドカップ共同開催に向かっているとき、時計を逆転させるような動きは深刻な結果をまねきかねません。」として次のように結んでいる。

「もしも検定調査審議会が簡単に検定合格の結論を出すとしたら、1986年の『新編日本史』の場合になされたように、内閣総理大臣、官房長官、外務大臣、文部大臣がその修正テキストを検討して、『近隣

条項』と1995年8月15日総理談話にてらして本当に問題はないのか、点検してほしいと思います。もしも侵略と植民地支配を美化するような記述がなお残っているのなら、政府の責任であくまでも再修正が要求されるべきです。」

終わりに

151国会序盤における久保亘参議院議員の代表質問などに対する首相や文科相答弁によって以下の点が明らかになっている。

1. 採択に関わる「閣議決定は厳守する」
2. 村山談話や日韓共同宣言(1998.10.8)の立場は堅持する。
3. 検定の近隣諸国条項は守る。
4. 中国の申し入れは内政干渉にはあたらない。
5. 白表紙本の「流出」が、扶桑社ら自身が提供したという疑いについて文部省が調査する。

検定段階で、ここまで窮屈に追いつめられた「つくる会」教科書がそれでも合格するか否かはもう旬日のうちに判明するだろう。もしも「日本の在り方を誤らせる」結果が出るようならば、私たちは三つのことに向かうべきだと考える。

1. 教科書検定制度がわずかに持っていた民主的機能(近隣条項)を放棄したとすれば、それにはまったく憲法違反しか残らないため、検定制度の廃止を求める。
2. どのような教科書が発行されようとも、それを使って子どもの学びを支援するのは現場教職員であることについて、責任と誇りを持って再確認する。
3. 教科書採択にあたっては、全国連帯による調査・研究を深め、子どもを中心に保護者・地域のみなさんとの連携によって、共生の世紀にふさわしい選択をする。

(ひぐち ひろし)